



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成29年7月10日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

監督係長 袴田 周

電話 018-862-6682

## 平成28年度の監督指導実施結果について

～ 昨年の違反率を超え、過去最高の違反率を更新した ～

秋田労働局(局長 松本安彦)は、平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)に管下6労働基準監督署が実施した監督指導<sup>※1</sup>の実施結果について以下のとおり取りまとめましたので、監督結果の概要と監督指導事例を公表します。

### (1) 結果概要

#### ■ 労働時間に関する違反が増加

平成28年度の監督指導については、一般労働条件関係は、労働時間を中心に、1か月80時間超えの残業を行うなどの過重労働の疑いのある事業場<sup>※2</sup>を重点とした監督を実施しました<sup>※3</sup>。この結果、一般労働条件を重点とした監督での違反率が78.4%と高くなりました。

#### ■ 建設業の違反、化学物質を使用する事業場の違反が増加

労働災害防止などの安全衛生関係への指導については、災害が多発する時期に建設現場に対し集中的な指導を実施した結果、建設業の重点監督指導では違反率が78.9%と高くなったほか、化学物質を使用する事業場への監督指導では、これまで指導を行っていなかった規模や事業場を対象に選定したことなどから違反率が89.6%となるなど、各取組での重点化を図ったことにより違反率が高くなっています。

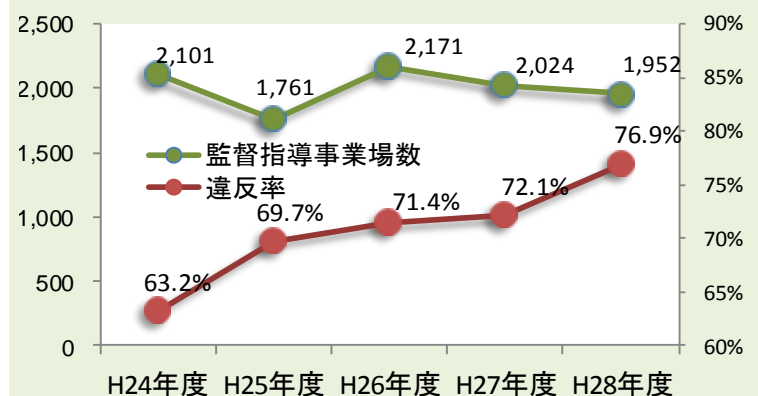
### (2) 監督指導の実施事業場数 [別添1表1参照]

① 監督事業場数	1,952 事業場	(27年度 2,024 事業場)
② 違反事業場数	1,501 事業場	(27年度 1,459 事業場)
③ 違反率	76.9 %	(27年度 72.1 %)

平成28年度中に監督指導を実施した事業場の総数は1,952事業場で、このうち労働基準法等関係法令違反が認められ是正指導をした事業場の総数は1,501事業場でした。

監督指導を実施した事業場総数に対する違反事業場数の割合(以下、「違反率」という。)は、76.9%となり、過去最高であった平成27年度の違反率を4.8ポイント上回り、統計の記録がある平成2年以降で最高となりました。

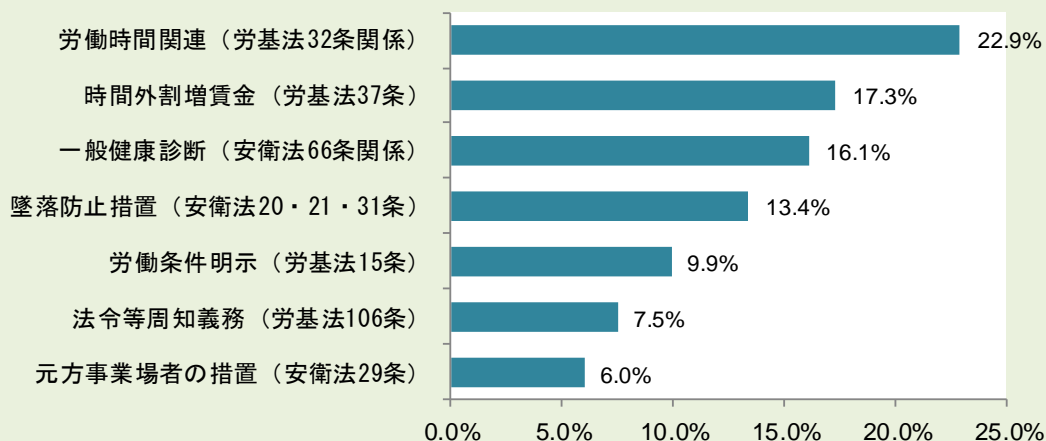
【図1】 監督指導事業場数と違反率の推移



### (3) 主な違反内容 [別添1表2参照 %は違反率を示す]

① 労働時間に関するもの	447 事業場 (22.9%)	[27年度 18.4%]
② 時間外の割増賃金支払い	337 事業場 (17.3%)	[27年度 15.5%]
③ 一般健康診断に関するもの	314 事業場 (16.1%)	[27年度 14.2%]
④ 墜落防止措置に関するもの	262 事業場 (13.4%)	[27年度 12.9%]
⑤ 労働条件の明示	194 事業場 (9.9%)	[27年度 8.8%]
⑥ 法令等の周知義務	147 事業場 (7.5%)	[27年度 8.0%]
⑦ 元方事業者の講ずべき措置	118 事業場 (6.0%)	[27年度 5.5%]

【図2】平成28年度主な違反内容



#### ■いわゆるサービス残業違反が多く、労働安全衛生では基本的な違反が多い

主要違反を根拠条文(労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の法令や規則)ごとくみると、労働時間に関連する違反が増加しています。また、時間外労働の割増賃金不払違反も増加しており、この中には、割増賃金のみでなく賃金が全く支払われない賃金不払残業(いわゆるサービス残業)に係る違反も含まれています。

また、労働安全衛生法関係では、安全衛生の基本である一般健康診断が未実施である事業場が増加しているほか、重大災害につながりやすく特に建設業の基本対策として求められる墜落防止措置に係る違反が増加しています。

### (4) 使用停止等の命令書を交付した事業場数 [別添1表3-1~3-3参照]

監督指導を実施した際、機械や設備等により労働災害発生の危険性が高いため「使用停止等処分」を行ったものは、121 事業場となっており、何らかの労働基準関係法令違反のあった事業場の8.0%に及んでいます。

「使用停止等処分」を行った業種は、建設業が68事業場で56.2%を占め(平成27年度は99事業場で68.3%)、最も多く、内容は墜落防止措置に関するものが多く認められました。

次いで多いのは製造業で42事業場34.7%となっており(平成27年度は34事業場で23.4%)、内容は機械の原動機や回転軸の覆いに関するものが多く認められました。

#### ■製造業では、使用する機械の使用停止命令処分が多かった

このような状況から、(3)の説明のとおり、建設業では、墜落防止措置違反が多くなったものの、その違反は、危険であるとして使用停止等命令書を交付されるまでには至らなかった違反だったことがわかります。

また、製造業では、使用停止命令書の交付が増加しており、製造業における機械設備の安全管理不足が認められます。

■使用停止等命令書を交付した内容としては、

- ① 高さ2m以上の高所からの墜落防止等 95 事業場 (27 年度 129 事業場)
- ② 機械の原動機、回転軸等の覆い 26 事業場 (27 年度 27 事業場)

(注意：重複あり。一つの事業場で墜落防止と覆いがない場合それぞれに計上している。)

件数からみると、建設業の墜落防止等の使用停止が多い結果となりましたが、その交付率は、昨年度を下回っています。

(5) 主な業種別の監督実施状況 [別添 1 表 4-1 及び 4-2 参照]

主な業種では、商業と接客娯楽業の業種を除き、全ての業種において、違反率が昨年を上回りました。この結果、全体の違反率が高くなっています。

① 製造業

監督事業場数	446 事業場	(27 年度 443 事業場)
違反率	78.9 %	(27 年度 77.4 %)

- ・全体の法違反状況では、労働時間に関する違反が 132 事業場 29.6%と最も高く、次いで時間外労働を行った場合に支払う割増賃金に係る法違反が 91 事業場 20.4%、一般健康診断に関する違反が 81 事業場 18.2%など、違法な時間外労働や賃金不払残業が目立っています。

② 建設業

監督事業場数	679 事業場	(27 年度 781 事業場)
違反率	78.9 %	(27 年度 67.7 %)

- ・建設業にかかる法令違反は、墜落防止措置に関する違反が 235 事業場 34.6%と最も多く、次いで、元方事業者が請負人に対して指導を行っていなかったとする違反(元方事業者の講ずべき措置等)が 115 事業場 16.9%となっており、作業主任者の氏名等の周知が 40 事業場 5.9%となっています。高所作業の墜落防止措置に関する法令違反が目立っています。

③ 運輸交通業

監督事業場数	89 事業場	(27 年度 115 事業場)
違反率	87.6 %	(27 年度 76.5%)

- ・労働時間に関する違反が 47 事業場 52.8%と最も高く、次いで自動車運転者の労働時間等の改善基準(以下「改善基準」という)の違反である最大拘束時間の違反が 28 事業場 31.5%、休息期間の違反が 23 事業場 25.8%であり、労働時間管理に関する違反が上位を占める。自動車運転者の長時間労働の問題を反映した結果となっている。

④ 商業

監督事業場数	250 事業場	(27 年度 276 事業場)
違反率	70.0 %	(27 年度 75.0 %)

- ・一般健康診断に関する違反が 67 事業場 26.8%と最も高く、次いで時間外の割増賃金に係る違反が 64 事業場 25.6%、労働時間に関する違反が 47 事業場 18.8%、労働条件の明示に関する違反が 37 件 14.8%となっている。

## ⑤ 保健衛生業

監督事業場数	212 事業場	(27 年度 86 事業場)
違反率	77.4 %	(27 年度 72.1%)

- ・監督指導を行ったのは、社会福祉施設が 193 事業場で保健衛生業の 91.0%を占めている。違反の内容は、時間外の割増賃金に係る違反が 64 事業場 30.2%と最も高く、次いで労働時間に関する違反が 60 事業場 28.3%、一般健康診断に関する違反が 58 事業場 27.4%となっている。一般労働条件に関する違反が目立つ結果となっている。

## ⑥ 接客娯楽業

監督事業場数	81 事業場	(27 年度 121 事業場)
違反率	75.3%	(27 年度 80.2%)

- ・監督指導を行ったのは、飲食店が 44 事業場で 54.3%、旅館業が 29 事業場の 35.8%となっている。違反の内容は、労働時間に関する違反が 36 事業場 44.4%と最も高く、次いで時間外の割増賃金に係る違反が 28 事業場 34.6%、一般健康診断に関する違反が 23 事業場 28.4%となっている。

## (6) 今後の取組

秋田労働局では、これら監督指導の実施結果を踏まえ、引き続き、積極的に監督指導を実施し、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、指導に従わない、あるいは法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、送検するなど厳正に対処することとしています。

### 【別添 1】 平成 28 年度監督指導結果

### 【別添 2】 監督指導事例

#### ※1「監督指導」とは

労働基準監督官が、労働基準法や労働安全衛生法、最低賃金法等の法令遵守状況について監督指導を行うもの(原則として、事業場に直接立入して行うもの。)です。なお、監督指導の対象となる事業場は、法定労働基準の履行確保や労働災害の防止等を図る目的から、法令遵守等に問題が懸念される業種等についてあらゆる情報を基に選定されます。

#### ※2「事業場」とは

一定の場所で独立して継続的に行われる事業組織の単位。企業の本社、支店、営業所、工場、店舗、工事現場などが各々離れた場所にある場合には、原則として、それぞれが別個の事業場として取扱われます。労働基準法等は事業場を単位として適用されます。

#### ※3

別途「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します」、プレスリリース版があります。

表 1 監督指導事業場数等 (平成 24 年度～平成 28 年度)

	監督指導事業場数	違反事業場数	違反率(%)
平成 28 年度	1,952	1,501	76.9
平成 27 年度	2,024	1,459	72.1
平成 26 年度	2,171	1,550	71.4
平成 25 年度	1,761	1,228	69.7
平成 24 年度	2,101	1,328	63.2

図 1 監督指導事業場数と違反率の推移

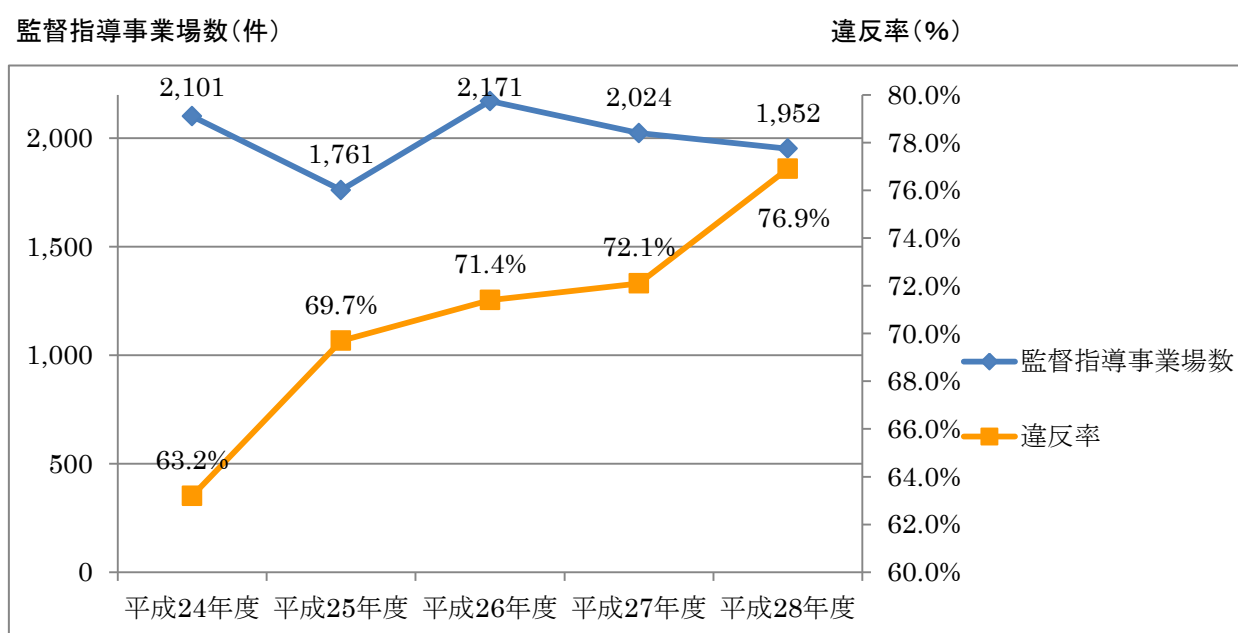


表 2 平成 28 年度主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数	違反率
① 労働時間に関するもの(労働基準法第 32 条関係)	447	22.9%
② 時間外の割増賃金支払い(労働基準法第 37 条)	337	17.3%
③ 一般健康診断に関するもの(労働安全衛生法第 66 条関係)	314	16.1%
④ 墜落防止措置に関するもの(労働安全衛生法第 20・21・31 条)	262	13.4%
⑤ 労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	194	9.9%
⑥ 法令等の周知義務(労働基準法第 106 条)	147	7.5%
⑦ 元方事業場者の講ずべき措置(労働安全衛生法第 29 条)	118	6.0%

図2 平成27年度と平成28年度の違反率(%)比較

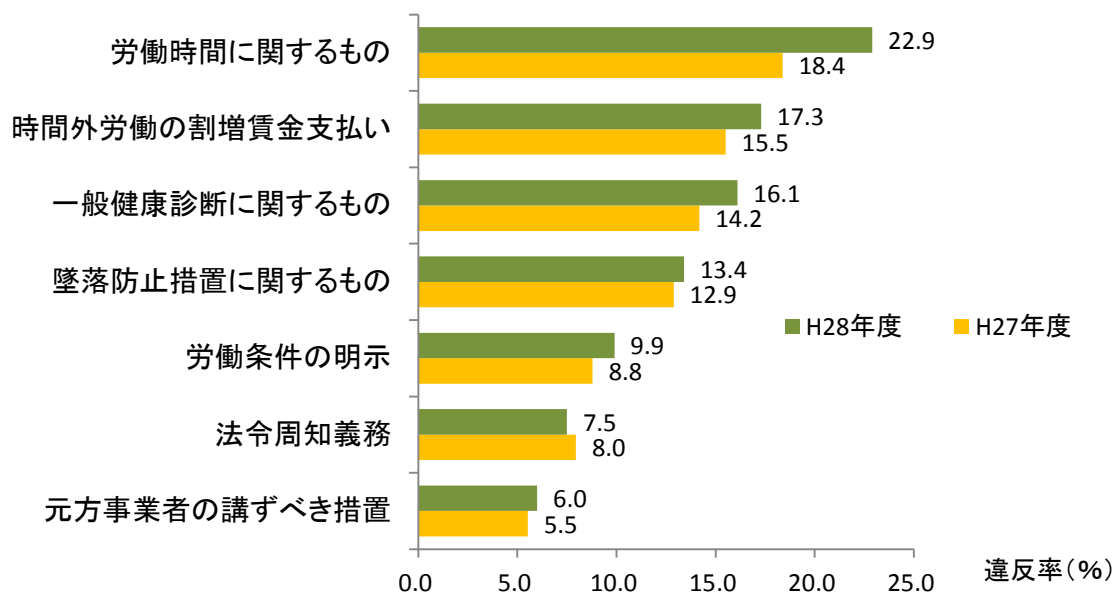


表3-1 使用停止等命令書の交付状況

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
使用停止等命令書交付事業場数	96	75	150	145	121

表3-2 主な業種別 使用停止等命令書の交付状況 (平成27年度・平成28年度)

業種	平成27年度	平成28年度	対前年度比
	使用停止等命令書 交付事業場数	使用停止等命令書 交付事業場数	
製造業	34	42	+8
鉱業	1	0	-1
建設業	99	68	-31
運輸交通業	2	0	-2
商業	5	7	+2

表3-3 平成28年度 主な使用停止等命令書の違反内容（上位3つ）

主な違反内容	事業場数
① 墜落防止措置に関するもの	95
② 機械の原動機、回転軸等の覆いに関するもの	26
③ 木工機械等の危険防止に関するもの	12

※重複あり。一つの事業場で墜落防止と覆いがない場合それぞれに計上。

表4-1 監督指導の業種別違反率（平成27年度・平成28年度）

業種	平成27年度	平成28年度	対前年度比
	違反率 (%)	違反率 (%)	ポイント
製造業	77.4	78.9	+1.5
鉱業	83.3	0.0	▲83.3
建設業	67.7	78.9	+11.2
運輸交通業	76.5	87.6	+11.1
貨物取扱業	80.0	100.0	+20.0
工業的業種	71.8	79.4	+7.6
農林業	45.9	68.0	+22.1
畜産・水産業	100.0	100.0	0.0
商業	75.0	70.0	▲5.0
金融広告業	68.8	65.2	▲3.6
映画・演劇業	100.0	100.0	0.0
通信業	50.0	50.0	0.0
教育研究業	66.7	73.9	+7.2
保健衛生業	72.1	77.4	+5.3
接客娯楽業	80.2	75.3	▲4.9
清掃・と畜業	72.2	80.0	+7.8
官公署	0.0	0.0	0.0
その他	70.1	67.6	▲2.5
非工業的業種	72.7	72.7	0.0
合計	72.1	76.9	+4.8

表4-2 業種別の主な違反内容（上位3つ）

業種	主な違反内容（左欄から多い順）		
製造業	①労働時間 （労基法第32条） 29.6%	②割増賃金 （労基法第37条） 20.4%	③一般健康診断に関するもの （安衛法第66条関係） 18.2%
建設業	墜落防止措置に関するもの （安衛法第20・21・31条） 34.6%	元方事業者の講ずべき 措置 （安衛法第29条） 16.9%	作業主任者の氏名等周知 （安衛法第14条） 5.9%
運輸交通業	労働時間 （労基法第32条） 52.8%	改善基準 （最大拘束時間） 31.5%	改善基準 （休息期間） 25.8%
商業	一般健康診断に関するもの （安衛法第66条関係） 26.8%	割増賃金 （労基法第37条） 25.6%	①労働時間 （労基法第32条） 18.8%
保健衛生業	割増賃金 （労基法第37条） 30.2%	労働時間 （労基法第32条） 28.3%	一般健康診断に関するもの （安衛法第66条関係） 27.4%
接客娯楽業	労働時間 （労基法第32条） 44.4%	割増賃金 （労基法第37条） 34.6%	一般健康診断に関するもの （安衛法第66条関係） 28.4%



## 事例1

(接客娯楽業)

労働者に支払う賃金について、地域最低賃金額（平成28年10月6日より時間額716円）未満としていたもの。

## 【監督指導において把握した事実】

労働基準監督官が賃金台帳等労働関係書類を調査・確認したところ、労働者に対する賃金を地域最低賃金額（平成28年10月6日より時間額716円）未満で支払っていることを確認した。労働者を雇い入れる際に労働条件の明示がなされていなかったほか、法定の時間外労働が行われていたが、時間外労働に関する協定（36協定）を締結し所轄労働基準監督署長に届け出ていなかった。また、常時10名以上の労働者を使用していたが、就業規則が作成されていなかった。

## 【監督署の指導内容】

事業主に対し、最低賃金制度等について説明し、最低賃金額以上での賃金の支払い（最賃法第4条）、労働者を雇い入れる際の労働条件の明示（労基法第15条）、違法な時間外労働を行わせないこと（労基法第32条）、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届け出ること（労基法第89条）等について是正を勧告した。

## 【事業場が実施した解消策】

事業主は最低賃金制度について理解し、最低賃金額との不足額について清算した。雇入れの際には労働条件を明示することとしたほか、36協定を締結、就業規則を作成し、それぞれ所轄労働基準監督署長への届出を行った。

## 事例2

(製造業)

部品の接着に有機溶剤を使用していたが、一部工程の労働者を有機溶剤健康診断の対象者としておらず、未実施となっていたもの。

## 【監督指導において把握した事実】

労働基準監督官が工場内で部品の接着のために有機溶剤を塗布する作業があることを確認した。事業場では、別工程で接着作業を行う労働者に対しては有機溶剤健康診断を実施していたものの、当該工程の労働者に対しては実施していなかった。また、倉庫2階の開口部に手すり等の墜落防止措置がなく、危険な状態となっていた。

## 【監督署の指導内容】

事業主に対し、当該工程の労働者も有機溶剤健康診断の対象者となることを説明し、有機溶剤健康診断（安衛法第66条）を是正勧告したほか、墜落のおそれのある倉庫2階の開口部に手すり等を設けるよう（安衛法第21条）命じた。

## 【事業場が実施した解消策】

当該工程の労働者を有機溶剤健康診断の対象者とし、有機溶剤健康診断を実施した。また、危険のあった倉庫2階開口部に手すりを設ける等の改善を行った。